第5章 老人福祉事業及び介護保険事業の見込み

※単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

現在、市町村においてサービス見込み量を精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

第5章 老人福祉事業及び介護保険事業の見込み

1 介護サービスの量の見込み

この計画における介護サービス量の見込みについては、市町村の介護保険事業計画における 見込み量を地域及び県全域で集計したものです。

市町村においては、第6期計画での目標数値と利用(給付)実績に対する評価・分析を実施したうえで、これまでのサービス利用実績に加えて、今後の人口や高齢者数及び要介護・要支援認定者の割合を推計し、日常生活圏域ニーズ調査等により把握した利用動向により政策的な目標を勘案し、介護サービス量を見込んでいます。

また、第7期の3年間だけでなく、団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年の将来推計も見込んでいます。

なお、市町村の介護保険事業計画の各年度における介護サービスの種類ごとの見込み量は、 介護保険の費用推計や被保険者の保険料算定の基礎となります。

【サービスの種類について】

介護サービスの種類は次のとおりとなっています。

□介護予防サービス

要支援者を対象として、介護予防を目的として行われるサービスです。

□居宅サービス

要介護者を対象として、居宅において、または施設に通所して行われる訪問介護、通所介護をはじめとするサービスです。

□地域密着型サービス

市町村が定める日常生活圏域を単位として提供され、利用者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるために行われるサービスです。

□施設・居住系サービス

介護保険施設や有料老人ホーム等に入所し、これらの施設において行われるサービスです。

(1) 介護予防サービスの見込量

①介護予防訪問介護

居宅の要支援者に対して、要介護状態の軽減または悪化の防止を目的として、入浴・排せつ・ 食事等の介護や日常生活全般にわたる支援を行うサービスです。

平成27(2015)年度の法改正により、地域支援事業(総合事業)へ移行しました。

②介護予防訪問入浴介護

要支援者の自宅に浴槽を持ち込み、心身の状態に十分配慮した上で介助し、入浴の機会を提供し、利用者の身体の清潔保持と心身機能の保持を図るサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 120 回/年、平成 32 (2020) 年度で 276 回/年、 平成 37 (2025) 年度で 396 回/年となっています。

【単位:回/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	732	120	168	276	396

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

資料) 各市町村において推計した数値の積み上げ(以下同様)

③介護予防訪問看護

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士により行われる療養上の世話または必要な診療の補助で、主治医の指示及び連携のもと基礎疾患等を抱えている要支援者に対して、生活機能の向上のために、在宅において医師や看護師等に医学的管理を図る必要がある場合等に提供されるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 90,240 回/年、平成 32 (2020) 年度で 110,268 回/年、平成 37 (2025) 年度で 152,556 回/年となっています。

【単位:回/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	85, 082	90,240	98, 988	110,268	

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

4)介護予防訪問リハビリテーション

要支援者に対して、病院または診療所の理学療法士又は作業療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し、基本的動作能力または応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションについて、居宅で出来る生活行為を向上させる訓練が必要な場合等に短期集中的に行うサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 37,428 回/年、平成 32 (2020) 年度で 43,668 回/年、平成 37 (2025) 年度で 51,552 回/年となっています。

【単位:回/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	45, 091	37, 428	40, 284	43,668	51, 552

⑤介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が通院困難な要支援者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うサービスです。基礎疾患等を抱えている者について、生活機能の向上のために、在宅において医師や看護師等に医学的管理を図る必要がある場合等に提供されます。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 6,720 人/年、平成 32 (2020) 年度で 7,500 人/年、平成 37 (2025) 年度で 9,048 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	8, 196	6,720	7, 128	7, 500	9,048

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

6介護予防通所介護

要支援者が介護予防を目的として、指定介護予防通所事業所(デイサービスセンター等)に通い、入浴・食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

平成27(2015)年度の法改正により、地域支援事業(総合事業)へ移行しました。

⑦介護予防通所リハビリテーション

要支援者が介護予防を目的として、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(介護老人保健施設、病院・診療所)に通い、その施設で心身の機能回復維持を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 22,704 人/年、平成 32 (2020) 年度で 25,200 人/年、平成 37 (2025) 年度で 29,400 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度
県全体	21, 324	22,704	23, 916	25, 200	29, 400

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

8介護予防短期入所生活介護

要支援者が在宅における生活行為の向上を図る中で、家庭の事情等の生活環境要因により、 一時的に在宅におけるサービス利用が困難となった場合に、生活機能の低下をきたすことのないよう短期入所生活介護事業所(特別養護老人ホームに併設等)で生活行為の維持・向上に向けた支援を受けるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 8,004 日/年、平成 32 (2020) 年度で 8,592 日/年、平成 37 (2025) 年度で 12,084 日/年となっています。

【単位:日/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	10, 169	8,004	8,664	8, 592	12,084

9介護予防短期入所療養介護

病状が安定期にある要支援者が短期入所療養介護事業所(介護老人保健施設、介護療養型医療施設に併設等)に短期間入所し、その施設で看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービスです。

県全体での必要量は、介護老人保健施設では、平成30(2018)年度で2,244日/年、平成32(2020)年度で2,532日/年、平成37(2025)年度で3,924日/年となっています。

(老健) 【単位:日/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	2, 821	2,244	2, 352	2, 532	3, 924

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

⑩介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム又はケアハウスに入所している要支援者に対して、その施設の特定施設サービス計画に基づいて、入浴・食事・排せつ等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 475 人、平成 32 (2020) 年度で 530 人、平成 37 (2025) 年度で 683 人となっています。

【単位:人】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	567	475	502	530	683

⑪介護予防福祉用具貸与

要支援者と認定された利用者に対して、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具のうち、介護予防に資するものを貸与するサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 63,552 人/年、平成 32 (2020) 年度で 71,268 人/年、平成 37 (2025) 年度で 86,268 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	57, 168	63, 552	66,804	71,268	86, 268

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

12特定介護予防福祉用具購入費

要支援者と認定された利用者に対して、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具のうち、介護予防に資するものを販売するサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 2,064 人/年、平成 32 (2020) 年度で 2,184 人/年、平成 37 (2025) 年度で 2,688 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	3, 144	2,064	2, 148	2,184	2,688

13介護予防住宅改修

要支援者に対して、在宅でできるだけ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況や住宅の状況から必要と認められた場合に限り、居宅に手すりの取り付け等を行った場合の改修費が保険給付されるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 3,660 人/年、平成 32 (2020) 年度で 4,116 人/年、平成 37 (2025) 年度で 5,004 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	4,284	3,660	3,876	4,116	5,004

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

14介護予防支援

要支援者が介護予防サービスを適切に受けられるように、利用者の依頼を受け、その心身の 状況や生活環境、本人及び家族の希望を勘案し、利用するサービスの種類・内容等を定めた居 宅サービス計画(ケアプラン)を作成するサービスです。この業務は、各市町村に設置されて いる「地域包括支援センター」が行っています。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 118,704 人/年、平成 32 (2020) 年度で 128,592 人/年、平成 37 (2025) 年度で 146,244 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	161, 388	118,704	123, 192	128, 592	146, 244

(2) 居宅サービスの見込量

①訪問介護 (ホームヘルプサービス)

要介護者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーが入浴・排せつ・ 食事等の介助や日常生活全般にわたる援助を行うサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 3,402,792 回/年、平成 32 (2020) 年度で 3,778,075 回/年、平成 37 (2020) 年度で 4,500,796 回/年となっています。

【単位:回/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	3, 384, 437	3, 402, 792	3, 581, 363	3,778,075	4, 500, 796

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

②訪問入浴介護

要介護者の自宅に浴槽を持ち込み、心身の状態に十分配慮した上で介助し、入浴の機会を提供し、利用者の身体の清潔保持と心身機能の保持を図るサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 33,852 回/年、平成 32 (2020) 年度で 39,872 回/年、平成 37 (2025) 年度で 45,961 回/年となっています。

【単位:回/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	48, 389	33, 852	36, 728	39,872	45, 961

③訪問看護

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士により行われる療養上の世話または必要な診療の補助で、主治医の指示及び連携のもと訪問看護計画に基づいて行われるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 586,074 回/年、平成 32 (2020) 年度で 711,210 回/年、平成 37 (2025) 年度で 892,583 回/年となっています。

【単位:回/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度
県全体	545, 138	586,074	648,031	711,210	892, 583
現在、	市町村において	て精査・調整中	のため、県全体	x数値は変動しる	ます。

④訪問リハビリテーション

通院困難な要介護者に対して、病院または診療所の理学療法士または作業療法士が計画的な 医学的管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し、基本的動作能力または応用的動 作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための理学療法、作業療法等のリハビリテーショ ンについて必要な指導を行うサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 243,541 回/年、平成 32 (2020) 年度で 308,285 回/年、平成 37 (2025) 年度で 349,548 回/年となっています。

【単位:回/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度
県全体	278, 334	243, 541	275, 383	308, 285	

⑤居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が通院困難な要介護者の居宅を訪問し、 要介護者の療養上の管理及び指導を行うサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 87,204 人/年、平成 32 (2020) 年度で 104,916 人/年、平成 37 (2025) 年度で 129,252 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	77, 292	87,204	95, 832	104,916	129, 252

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

⑥通所介護 (デイサービス)

要介護者が指定通所介護事業所(デイサービスセンター等)に通い、入浴・食事の提供その 他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 1,508,605 回/年、平成 32 (2020) 年度で 1,719,838 回/年、平成 37 (2025) 年度で 2,164,100 回/年となっています。

【単位:回/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	1, 892, 495	1,508,605	1,607,840	1,719,838	2, 164, 100

⑦通所リハビリテーション (デイケア)

要介護者が指定通所リハビリテーション事業所(介護老人保健施設、病院・診療所)に通い、 その施設で心身の機能回復維持を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法そ の他必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 565,450 回/年、平成 32 (2020) 年度で 640,114 回/年、平成 37 (2025) 年度で 740,680 回/年となっています。

【単位:回/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	557, 723	565,450	606, 148	640,114	740,680

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

⑧短期入所生活介護 (ショートステイ)

要介護者が短期入所生活介護事業所(特別養護老人ホームに併設等)に入所して、その施設で入浴・食事・排せつ等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 537,424 日/年、平成 32 (2020) 年度で 653,956 日/年、平成 37 (2025) 年度で 826,075 日/年となっています。

【単位:日/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	624, 430	537, 424	593, 701	653,956	826,075

⑨短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

病状が安定期にある要介護者が、短期入所療養介護事業所(介護老人保健施設、介護療養型 医療施設に併設等)に短期間入所し、その施設で看護、医学的管理のもとにおける介護及び機 能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービスです。

県全体での必要量は、介護老人保健施設では、平成 30 (2018) 年度で 82,307 日/年、平成 32 (2020) 年度で 96,994 日/年、平成 37 (2025) 年度で 144,408 日/年となっています。介護療養型医療施設等では、平成 30 (2018) 年度で 1,332 日/年、平成 32 (2020) 年度で 1,486 日/年、平成 37 (2025) 年度で 1,829 日/年となっています。

(老健) 【単位:日/年】

	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	109, 308	82,307	89, 936	96,994	144, 408

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

(病院等) 【単位:日/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度
県全体	1, 554	1, 332	1, 538	1,486	1,829

⑩特定施設入居者生活介護

有料老人ホームまたはケアハウスに入所している要介護者に対して、その施設の特定施設 サービス計画に基づいて、入浴・食事・排せつ等の介護その他日常生活の世話、機能訓練を受 けるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 2,357 人、平成 32 (2020) 年度で 2,815 人、平成 37 (2025) 年度で 3,610 人となっています。

【単位:人】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	2, 443	2, 357	2, 595	2,815	3,610

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

⑪福祉用具貸与

要介護者と認定された利用者に対して、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を貸与するサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 233,352 人/年、平成 32 (2020) 年度で 270,144 人/年、平成 37 (2025) 年度で 315,144 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度
県全体	230,604	233, 352	250, 320	270,144	315, 144

⑫特定福祉用具購入費

要介護者と認定された利用者に対して、日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を販売するサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 5,232 人/年、平成 32 (2020) 年度で 5,988 人/年、平成 37 (2025) 年度で 7,140 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	6,804	5, 232	5, 640	5,988	7, 140

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

(13)住宅改修

要介護者と認定された利用者に対して、在宅で出来るだけ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況や住宅の状況から必要と認められた場合に限り、居宅に手すりの取り付け等を行った場合の改修費が保険給付されるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 5,028 人/年、平成 32 (2020) 年度で 5,832 人/年、平成 37 (2025) 年度で 6,816 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度	平成30年度 (2018)	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
県全体	7, 116	720107	5, 364	5,832	6,816

14居宅介護支援

要介護者の居宅サービス計画(ケアプラン)作成に関わる業務のほか、実際のサービス利用 状況及び実施状況の把握や給付管理票の提出等の給付管理業務があり、これらのサービスを包 括して居宅介護支援といいます。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 367,980 人/年、平成 32 (2020) 年度で 413,316 人/年、平成 37 (2025) 年度で 465,708 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	379, 152	367,980	389, 352	413, 316	465, 708

(3) 地域密着型サービスの見込量

①介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした入浴、排せつ、 食事などの介護や機能訓練などを支援するサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 468 回/年、平成 32 (2020) 年度で 468 回/年、 平成 37 (2025) 年度で 600 回/年となっています。

【単位:回/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	1,031	468	468	468	600
] 現在、 	市町村におい	て精査・調整中	のため、県全体	本数値は変動し	ます。
1					

②介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要支援者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、住宅生活の継続を支援するサービスです。

主に在宅の「動ける」認知症高齢者を対象としていますが、一般の要介護者、要支援者も利用することができます。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 1,620 人/年、平成 32 (2020) 年度で 2,280 人/年、平成 37 (2025) 年度で 3,012 人/年となっています。

【単位:人/年】

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
	県全体	1,800	1,620	1,884	2,280	3,012
	現在、	市町村におい	て精査・調整中	のため、県全体	本数値は変動し	ます。
H						

③介護予防認知症対応型共同生活介護

一般に「グループホーム」と呼ばれるもので、認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、認知症の治療を中心として、生活機能の向上のために介護予防を目的として、介護や機能訓練などを受けるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 25 人、平成 32 (2020) 年度で 35 人、平成 37 (2025) 年度で 43 人となっています。

【単位:人】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	29	25	32	35	43

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

④夜間対応型訪問介護

夜間の巡回による訪問介護を中心としたサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 0 人/年、平成 32 (2020) 年度で 0 人/年、平成 37 (2025) 年度で 0 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	276	0	0	0	0

⑤認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 55,997 回/年、平成 32 (2020) 年度で 72,497 回/年、平成 37 (2025) 年度で 89,936 回/年となっています。

【単位:回/年】

県全体 82,478 55,997 61,570		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
	県全体	82, 478	55, 997	61, 570	72,497	89, 936

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

⑥小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、住宅生活の継続を支援するサービスです。

主に在宅の「動ける」認知症高齢者を対象としていますが、一般の要介護者、要支援者も利用することができます。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 9,564 人/年、平成 32 (2020) 年度で 14,616 人/年、平成 37 (2025) 年度で 18,504 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	9,672	9, 564	11, 724	14,616	18, 504

⑦認知症対応型共同生活介護

一般に「グループホーム」と呼ばれるもので、認知症の高齢者が少人数で共同生活をしなが ら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けるサービスです。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 2,004 人、平成 32 (2020) 年度で 2,299 人、平成 37 (2025) 年度で 2,717 人となっています。

【単位:人】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	2, 186	2,004	2, 175	2, 299	2, 717

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

⑧地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護のうち、定員が30人未満の介護専用型有料老人ホーム等がそのサービスに該当します。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 19 人、平成 32 (2020) 年度で 26 人、平成 37 (2025) 年度で 30 人となっています。

【単位:人】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	30	19	22	26	30
- 現在、 -	市町村におい	て精査・調整中	「のため、県全体	本数値は変動し	ます。

⑨地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人福祉施設のうち、定員が30人未満のものがこのサービスに該当します。 県全体での必要量は平成30(2018)年度で178人、平成32(2020)年度で216人、平成37(2025)年度で239人となっています。

【単位:人】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	200	178	202	216	239

現在、市町村において精査・調整中のため、県全体数値は変動します。

⑩定期巡回·随時対応型訪問介護看護

重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。 県全体での必要量は平成30(2018)年度で8,796人/年、平成32(2020)年度で12,072人/年、平成37(2025)年度で16,728人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2025)
県全体	12, 480	8,796	10,320	12,072	16, 728

⑪看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

県全体での必要量は平成 30 年 (2018) 度で 348 人/年、平成 32 (2020) 年度で 1,536 人/年、平成 37 (2025) 年度で 2,256 人/年となっています。

【単位:人/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	1,788	348	624	1,536	2,256
現在、	市町村におい	て精査・調整中	のため、県全体	本数値は変動し	ます。

12地域密着型通所介護

平成 28 年 4 月以降、事業所の利用定員が 18 人以下の事業所を地域密着型通所介護とする予 定です。

県全体での必要量は平成 30 (2018) 年度で 521,080 回/年、平成 32 (2020) 年度で 630,780 回/年、平成 37 (2025) 年度で 861,740 回/年となっています。

【単位:回/年】

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
県全体	262, 813		575, 334		

(4) 施設・居住系サービスの見込量

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の介護 3施設及び居住系サービスの県全体の利用者見込み数です。各市町村のサービス量見込みを集 計しています。

なお、各市町村において、特定施設入居者生活介護(介護専用型)の利用者は、見込まれて おりません。

【単位:人】

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
介	県全体	6, 898	6, 606	6, 830	7, 126	8, 492
1護老人福祉施設	現在、	市町村に	おいて精査 は変動	・調整中 <i>0</i> します。)ため、県?	全体数値
	県全体	4, 369	4, 549	4, 680	4, 867	5, 877
介護老人保健施設	現在、	市町村にこ	おいて精査 は変動	・調整中の します。)ため、県会	全体数值
介	県全体	710	456	430	440	0
護療養型医療施設	現在、	市町村にえ	おいて精査 は変動	・調整中 <i>の</i> します。	ため、県会	全体数值 -
介	県全体	29	25	32	35	43
護予防認知症対応型 共同生活介護	現在、	市町村に	おいて精査 は変動	・調整中 <i>0</i> します。)ため、県:	全体数値
	県全体	2, 186	2, 004	2, 175	2, 299	2, 717
共同生活介護 花型	現在、	市町村に	おいて精査 は変動	・調整中 <i>0</i> します。)ため、県?	全体数値

【単位:人】

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度	平成32年度	平成37年度 (2025)
地	県全体	30	19	22	26	30
入居者生活介護	現在、	市町村に	おいて精査 は変動	・調整中 <i>0</i> します。)ため、県?	全体数値
地施域	県全体	200	178	202	216	239
	現在、	市町村に	おいて精査 は変動	・調整中 <i>の</i> します。)ため、県金	全体数値
·	県全体	567	475	502	530	683
入居者生活介護介護予防特定施設	現在、	市町村に	おいて精査 は変動	・調整中 <i>の</i> します。)ため、県金	全体数値
特	県全体	2, 443	2, 357	2, 595	2, 815	3, 610
介護専用型以外)	現在、	市町村に	おいて精査は変動	・調整中 <i>0</i> します。	つため、県金	全体数値
	県全体	17, 432	16, 669	17, 468	18, 354	21, 691
県合計	現在、	市町村に	おいて精査 は変動	・調整中 <i>の</i> します。	かため、県金	全体数値

2 介護保険施設等の整備

介護保険施設等の整備については、第7期計画の施設・居住系サービス利用者見込み数が確保できるよう、現在の施設等の整備状況や地域及び府県域を越えた施設等の利用実態を踏まえながら、必要入所定員総数を算出し、計画的な施設整備の促進を図ります。

(1) 介護保険施設の必要入所定員総数

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、各市町村の利用者見込みの集計値に他府県及び地域毎の状況を勘案し、必要入所定員総数を算出しました。

介護療養型医療施設及び介護医療院については、現在の医療機関の意向調査に基づく数値として計上しており、今後、各医療機関の意向も踏まえながら、計画的に転換を促進します。

■介護老人福祉施設

【単位:床】

		区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
		必要入所定員総数	7, 440			
	県全体	介護療養病床転換分	0			
		計	7, 440		_	
		必要入所定員総数	1, 652	□ 現7 □	生、精査・調整	隆中 [
	奈良	介護療養病床転換分	0			
		計	1, 652			
_		必要入所定員総数	1, 765			
介護	西和	介護療養病床転換分	0			
老人		計	1, 765			
福祉		必要入所定員総数	1, 337			
施設	東和	介護療養病床転換分	0			
		計	1, 337			
		必要入所定員総数	1, 808			
	中和	介護療養病床転換分	0			
		計	1, 808			
		必要入所定員総数	878			
	南和	介護療養病床転換分	0			
		計	878		T	

※平成29年度は第6期計画値

■介護老人保健施設

【単位:床】

		区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
		必要入所定員総数	5, 090			
	県全体	介護療養病床転換分	0			
		計	5, 090			
		必要入所定員総数	1, 098	☐ 現在 ■ ■	王、精査・調整	整甲 [
	奈良	介護療養病床転換分	0			
		計	1, 098			
		必要入所定員総数	1, 304			
介護	西和	介護療養病床転換分	0			
老人		計	1, 304			
保健		必要入所定員総数	704			
施設	東和	介護療養病床転換分	0			
		計	704			
		必要入所定員総数	1, 499			
	中和	介護療養病床転換分	0			
		計	1, 499			
		必要入所定員総数	485			
	南和	介護療養病床転換分	0			
		計	485			

[※]平成29年度は第6期計画値

■介護療養型医療施設

【単位:床】

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
	県全体	681				
	奈良	172				
介護療養型医療施設	西和	249	IB 7	現在、精査・調整中		
月陵原食空医療爬設	東和	42				
	中和	142				
	南和	76				

※医療機関の意向調査に基づく数値

■介護医療院

【単位:床】

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
	県全体	681				
	奈良	172				
介護療養型医療施設	西和	249				
月	東和	42	】 現在 	現在、精査・調整中	整中	
	中和	142				
	南和	76		ı		

[※]医療機関の意向調査に基づく数値

■地域密着型介護老人福祉施設

【単位:床】

		区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
		必要入所定員総数	223			
	県全体	介護療養病床転換分	0			
		計	223			
		必要入所定員総数	0	現在	主、精査・調整	整中
	奈良	介護療養病床転換分	0			
地		計	0			
域密		必要入所定員総数	29			
域密着型	西和	介護療養病床転換分	0			
- 介護老		計	29			
老		必要入所定員総数	49			
人福	東和	介護療養病床転換分	0			
祉施		計	49			
設		必要入所定員総数	145			
	中和	介護療養病床転換分	0			
		計	145			
		必要入所定員総数	0			
	南和	介護療養病床転換分	0			
		計	0		Ι	

※平成29年度は第6期計画値

(2) 居住系サービスの必要利用定員総数

混合型特定施設については、各市町村の介護サービス利用者見込みの集計値に他府県及び地域毎の状況を勘案するとともに、介護認定を受けておられない方が住まいとして利用される人数も勘案し、介護サービス必要利用定員総数を見込みました。

地域密着型特定施設については、各市町村による必要利用定員総数を集計しています。なお、各市町村において、介護専用型特定施設の必要利用定員は、見込まれておりません。

■混合型特定施設

【単位:床】

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
	県全体	5, 100				
	奈良	1, 128				
混合型特定施設	西和	2, 101				
(化) 空付 足 爬 設	東和	610	⊩		整中 [
	中和	958				
	南和	303				

[※]平成29年度は第6期計画値

■地域密着型特定施設

【単位:床】

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	
	県全体	29				
	奈良	0				
地域效美刑株学提到	西和	0				
地域密着型特定施設	東和	0	現在、精査・調整中			
	中和	29				
	南和	0				

※平成29年度は第6期計画値

3 高齢者福祉施設の整備

① 養護老人ホーム

市町村が定める市町村老人福祉計画の需要量を勘案しながら、既存施設の有効活用を図るとともに、引き続き整備のあり方を検討します。

② 軽費老人ホーム

市町村が定める市町村老人福祉計画の需要量を勘案しながら、既存施設の有効活用を図るとともに、引き続き整備のあり方を検討します。

③生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)

市町村と連携を図り、地域の実情を踏まえながら、必要な対応が図れるように努めます。

④老人福祉センター

老人福祉センターにおける高齢者の在宅生活を支援するため、各種相談、高齢者の機能回復 訓練、教養講座、介護予防事業など事業実施を促進します。

⑤老人介護支援センター(在宅介護支援センター)

平成 18 (2006) 年度より一部は地域包括支援センターに移行しましたが、今後とも高齢者福祉に関する専門的な情報提供、夜間等の緊急対応を含む相談・指導、居宅介護を受ける高齢者及びその家族等と事業者との連絡調整、その他の援助を総合的に行うことにより、高齢者の地域ケアを支える機能を果たしていくよう支援します。